

# 東京都公報

発行 東京都

## 目次

### 告示

- 建築基準法による道路の指定の取消し……………一
- …(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)…一
- 建築基準法による道路の指定の変更……………一
- 指定障害福祉サービス事業者及び指定一般相談支援事業者の廃止……………二
- …(福祉保健局障害者施策推進部地域生活支援課)…二
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………三
- (福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課)…三
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定……………七
- …(同)…七
- 保安林の指定予定…(産業労働局農林水産部森林課)…三
- 保安林の指定施業要件の変更予定(二件)……………三
- …(同)…三
- 都道の区域変更……………三
- …(建設局道路管理部路政課)…三
- 東京都港湾環境整備負担金条例による負担対象工事の指定……………七
- …(港湾局港湾経営部経営課)…七
- 規程(交)
- 東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程……………七

### 告示(交)

- 東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程……………七
- 深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程……………七
- 東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程……………七
- 昭和四十年交通局告示第十四号(東京都交通事業の料金徴収事務の委任)の一部改正……………七
- 昭和五十四年交通局告示第十一号(東京都乗合自動車の運行系統の名称及び区間)の一部改正……………七
- 規程(下水)
- 東京都下水道局図書類取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程……………七
- 東京都指定排水設備工事事業者の変更届出……………七
- …(下水道局)…七
- 東京都指定排水設備工事事業者の指定……………七
- …(同)…七

## 告示

●東京都告示第四百二十四号  
 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次

のとおり取り消した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

取消しに係る道路の種類  
 取消年月日  
 取消しに係る道路の位置  
 取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路  
 平成三十一年三月二十五日  
 羽村市羽東一丁目百六十番一の一  
 幅員 四一・二〇  
 幅員 二・七〇

### 東京都告示第四百二十五号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。  
 なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類  
 変更年月日  
 変更に係る道路の位置  
 変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路  
 平成三十一年三月二十五日  
 羽村市川崎一丁目三百十九番一の一  
 幅員 三八・八〇  
 幅員 二・一〇

●東京都告示第四百二十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第四十六条第二項及び第五十一条の二十五第二項の規定に基づく届出があったので、法第五十一条、第五十一条の三十第一項及び指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設及び指定一般相談支援事業者の指定等に関する規則(平成十八年東京都規則第七十二号)第六条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

1 指定障害福祉サービス事業者

サービスの種類 居宅介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 東蒲田 訪問介護	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル2階	平成30年12月31日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 馬込 訪問介護	大田区西馬込2-19-17 第2グランドハイツ1階	同日
有限会社EYES	さくら介護ステーションアイズ羽田	大田区東糀谷2-14-21 アーバンライフ大島居306	平成31年1月31日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 渋谷 訪問介護	渋谷区恵比寿3-1-6 ティアラ恵比寿101	同日
有限会社広尾紹介サービス	ホーム・ケアサービスやわらぎ	渋谷区広尾5-16-1 キタムラ60館ビル401	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 阿佐ヶ谷 訪問介護	杉並区阿佐谷北1-3-15	同日
株式会社コメント	にじいろ介護臨江	江戸川区東瑞江1-3-12 田中M2ビル101	同日
株式会社オアシス	ふれあい武蔵野	武蔵野市境南町2-5-10 センチュリー境南305号	同日
社会福祉法人都心会	保谷苑ヘルパーステーション	西東京市柴町3-7-13 第一昭栄ハイツ102	同日

サービスの種類 重度訪問介護

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 東蒲田 訪問介護	大田区東蒲田1-21-17 コマツビル2階	平成30年12月31日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 馬込 訪問介護	大田区西馬込2-19-17 第2グランドハイツ1階	同日
有限会社EYES	さくら介護ステーションアイズ羽田	大田区東糀谷2-14-21 アーバンライフ大島居306	平成31年1月31日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 渋谷 訪問介護	渋谷区恵比寿3 1 6 ティアラ恵比寿101	同日
有限会社広尾紹介サービス	ホーム・ケアサービスやわらぎ	渋谷区広尾5-16-1 キタムラ60館ビル401	同日
SOMPOケア株式会社	SOMPOケア 阿佐ヶ谷 訪問介護	杉並区阿佐谷北1-3-15	同日
株式会社コメント	にじいろ介護臨江	江戸川区東瑞江1-3-12 田中M2ビル101	同日
株式会社オアシス	ふれあい武蔵野	武蔵野市境南町2-5-10 センチュリー境南305号	同日

サービスの種類 行動支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
ケアライフサービス株式会社	小平アットホームケアサービス	小平市小川町2-1987-102	平成31年1月1日
株式会社フランククラブ	株式会社フランククラブ	杉並区井草1-21-9-106	平成31年1月31日

サービスの種類 就労移行支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社チャレンジドジャパン	就労支援センター ひゅーまにあ日本橋	中央区日本橋大伝馬町17-4 網川ビル4階	平成31年1月31日

サービスの種類 就労定業支援

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社チャレンジドジャパン	就労支援センター ひゅーまにあ日本橋	中央区日本橋大伝馬町17-4 網川ビル4階	平成31年1月31日
社会福祉法人うるおいの里	Commelina	世田谷区南島山6-33-36 松山ビル3階	同日

サービスの種類 自立生活援助

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
一般社団法人Shanti	ブラーナ新宿 相談支援	新宿区新宿2-1-14 エレメンツ新宿ビル502	平成31年1月31日

〇指定一般相談支援事業者

廃止

申請者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類		廃止年月日
一般社団法人Shanti	ブラーナ新宿 相談支援	新宿区新宿2-1-14 エレメンツ新宿ビル502	地域定着支援	地域移行支援	平成31年1月31日
特定非営利活動法人ゆうらんせん	はるもにあ	東大和市中央2 1101-43 中央コーポ	地域定着支援	地域移行支援	同日

●東京都告示第四百二十七号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。）第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前. Lists 20 ophthalmologists and their respective medical institutions.

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及び小脳・機能障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前. Lists 6 otolaryngologists and their respective medical institutions.

3 肢体不自由の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前. Lists 23 orthopedic and rehabilitation physicians and their respective medical institutions.

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

Table with 6 columns: 医師氏名, 診療科名, 変更年月日, 変更後, 所在地, 変更前. Lists 2 pulmonologists and their respective medical institutions.

横江 琢也	内科(呼吸器・アレルギー・内科)	平成30年4月1日	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8	昭和大学江東豊洲病院	江東区豊洲5-1-38
-------	------------------	-----------	--------	-------------	------------	-------------

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
國原 孝	心臓血管外科	平成30年6月1日	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18	公益財団法人心臓血管研究所付属病院	港区西麻布3-2-19
廣田 真規	心臓血管外科	平成30年4月1日	医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセン	品川区北品川5-4-12	町田市民病院	町田市旭町2-15-41
岡山 尚久	循環器内科	平成30年7月19日	医療法人社団大坪会三軒茶屋第一病院	世田谷区三軒茶屋1-22-8	JR東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3
伊谷野 克佳	外科・内科	平成30年7月25日	医療法人社団双愛会ファミリークリニック品川	品川区大井1-55-6 枚ビル201号室	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階
			医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階		
武藤 康司	心臓血管内科	平成29年5月1日	医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセンター	品川区北品川5-4-12	医療法人社団冠心会大崎病院東京ハートセンター	品川区北品川5-4-12
			医療法人社団苑田会苑田第二病院	足立区竹の塚4-2-17		
			医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12		

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
杉崎 徹三	内科	平成30年6月1日	昭和大学病院 医療法人社団時正会エバラクリニック	品川区旗の台1-5-8 品川区小山5-9-1	昭和大学病院 医療法人社団泉仁会エバラクリニック	品川区旗の台1-5-8 品川区小山5-9-1
安藤 稔	内科	平成30年4月1日	医療法人社団慈誠会慈誠会記念病院	板橋区西台3-11-3	東京都立駒込病院	文京区本駒込3-18-22
中山 昌明	腎臓内科	平成29年7月20日	聖路加国際病院	中央区明石町9-1	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
久保田 孝雄	腎臓内科	平成30年4月1日	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24
			国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒5-33-12	国家公務員共済組合連合会三宿病院	目黒区上目黒5-33-12
			医療法人社団聖之会八木内科	板橋区成増3-3-5		
			医療法人財団青葉会東都三軒茶屋クリニック	世田谷区太子堂2-13-2		
青木 尚子	腎臓内科	平成30年7月1日	河北透析クリニック	杉並区阿佐谷北1-18-9	河北総合病院分院	杉並区阿佐谷北1-6-20 樺ビルディングC館
			河北総合病院分院	杉並区阿佐谷北1-6-20 樺ビルディングC館	河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3
			河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3		
			河北サテライトクリニック	杉並区阿佐谷北1-3-12 樺ビルディングB館	河北サテライトクリニック	杉並区阿佐谷北1-3-12 樺ビルディングB館
川上 貴久	腎臓内科・リウマチ膠原病内科	平成30年4月1日	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2	医療法人社団樺会北八王子クリニック	八王子市石川町2960-5

7 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
田島 隆行	外科	平成30年4月1日	東海大学医学部付属東京病院	渋谷区代々木1-2-5	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838

8 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
塚田 信廣	内科	平成30年4月1日	東京都済生会中央病院 社会福祉法人恩賜財団東京済生会向島病院	港区三田1-4-17 豊田区八広1-5-10	東京都済生会中央病院	港区三田1-4-17

9 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
鮫島 光博	リハビリテーション科	平成30年6月1日	医療法人社団ゆみのゆみのハートクリニック	豊島区高田3-14-29 KDX高田馬場ビル1階	医療法人社団輝生会たいどう診療所	台東区元浅草1-6-17 NIC上野ビル
樋口 直司	脳神経外科	平成30年4月2日	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5	博慈会記念総合病院	足立区鹿浜5-11-1

10 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
羽生 信義	外科	平成30年4月1日	東京慈恵会医科大学附属病院 医療法人財団健胃会総合東京病院	港区西新橋3-19-18 中野区江古田3-15-2	町田市民病院	町田市旭町2-15-41
小山 洋伸	外科	平成30年4月1日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1	社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区北鳥山2-14-20
三原 良孝	外科	平成30年7月25日	医療法人社団双愛会ファミリークリニック品川	品川区大井1-55-6 枚ビル201号室	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階
			医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階		

11 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
森 達郎	脳神経外科	平成30年5月1日	もり脳神経外科クリニック	品川区中延5-2-2 ザ・パークハウス品川荏原町201	もり脳神経外科クリニック	品川区中延5-2-2 ザ・パークハウス品川荏原町2階
石川 真実	脳神経外科	平成30年7月1日	社会福祉法人仁生社江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18	社会福祉法人仁生社江戸川病院	江戸川区東小岩2-24-18
			国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22		
神服 尚之	脳神経内科	平成26年3月1日	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13
			医療法人社団翔洋会社内科循環器科歯科クリニック	練馬区大泉学園町8-24-25	医療法人社団翔洋会社内科循環器科歯科クリニック	練馬区大泉学園町8-24-25
			医療法人社団苑田会苑田第二病院	足立区竹の塚4-2-17	医療法人社団苑田会苑田第一病院	足立区竹の塚4-1-12
東原 真奈	神経内科	平成30年3月31日	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2	社会福祉法人浅草寺病院	台東区浅草2-30-17

12 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
笠井 史人	リハビリテーション科	平成30年4月1日	昭和大学病院 昭和大学江東豊洲病院 医療法人社団三医会鶴川記念病院	品川区旗の台1-5-8 江東区豊洲5-1-38 町田市三輪町1059-1	東京都心身障害者福祉センター 昭和大学江東豊洲病院 社会福祉法人あそかあそか病院 医療法人社団三医会鶴川記念病院	新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ) 江東区豊洲5-1-38 江東区住吉1-18-1 町田市三輪町1059-1

13 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
大中 洋平	脳神経内科	平成30年4月2日	昭和大学病院附属東病院 医療法人社団鳳儀会荏原ホームケアクリニック 医療法人社団松寿会松寿会病院	品川区西中延2-14-19 品川区戸越5-14-24 ITOビル5階 江戸川区中葛5-33-15	昭和大学病院附属東病院 昭和大学病院 医療法人社団松寿会松寿会病院	品川区西中延2-14-19 品川区旗の台1-5-8 江戸川区中葛5-33-15

診療に従事する医師の氏名の変更

1 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	医療機関及び所在地	変更前	医療機関及び所在地
志賀 美穂	整形外科	平成30年6月24日	志賀 美穂	東京都立北療育医療センター 北区十条台1-2-3	宇波 美穂	東京都立北療育医療センター 北区十条台1-2-3

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
小島 正裕	眼科	平成30年7月4日	社会福祉法人浅草寺病院	台東区浅草2-30-17
中澤 伸子	眼科	平成30年6月30日	石川眼科自由が丘	目黒区自由が丘1-20-20
荒木 博子	眼科	平成30年6月28日	荒木眼科医院	杉並区西荻北2-9-10
葉田野 宣子	眼科	平成30年6月30日	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2

2 平衡機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
小張 昌宏	内科・ 神経内科	平成30年6月1日	読売健康保険組合読売クリニック	千代田区大手町1-7-1 読売 新聞本社ビル6階

3 肢体不自由の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
竹本 知裕	整形外科	平成30年7月4日	社会福祉法人浅草寺病院	台東区浅草2-30-17

4 呼吸器機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
中山 勝敏	呼吸器内 科	平成30年5月31日	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18

5 心臓機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
渡邊 良治	循環器内 科	平成30年5月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3

6 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
沼崎 進	泌尿器科	平成30年3月31日	立正佼成会附属佼成病院	杉並区和田2-25-1
野尻 卓也	消化器外 科	平成30年5月31日	医療法人社団昌医会葛西昌医会病院	江戸川区東葛西6-30-3

## 第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

## 1 視覚障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
大木 陽太郎	眼科	平成23年12月17日	大木眼科	豊島区池袋2-1118
大竹 能輝	眼科	平成30年5月8日	医療法人社団成和会西新井病院	足立区西新井本町1-12-12

## ●東京都告示第四百二十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、平成三十年七月一日付けで身体に障害のある者の診断を担当する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百四十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

## 1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
鈴木 裕太	眼科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
岩崎 優子	眼科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
高橋 洋如	眼科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
赤石 由佳子	眼科	田園アイクリニック	大田区田園調布2-22-4 1階
村上 有美	眼科	社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区北烏山2-14-20
地場 奈実	眼科	東京都立広尾病院	渋谷区恵比寿2-34-10
中島 富美子	眼科	河北総合病院	杉並区阿佐谷北1-7-3
		河北総合病院分院	杉並区阿佐谷北1-6-20 樺ビルディングC館
		河北サテライトクリニック	杉並区阿佐谷北1-3-12 樺ビルディングB館
崎元 丹	眼科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
菅谷 哲史	眼科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
高尾 博子	眼科	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
浅田 洋輔	眼科	公益財団法人東京都保健医療公社東部地域病院	葛飾区亀有5-14-1
森川 幹郎	眼科	日野市立病院	日野市多摩平4-3-1
曾根 隆一郎	眼科	曾根医院	国分寺市本町4-19-8
津田 泰弘	眼科	保谷駅前つだ眼科	西東京市東町3-14-24 保谷駅前南口メディカルモール1階
薫 一帆	眼科	日本医科大学多摩永山病院	多摩市永山1-7-1

## 2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
井上 雄太	耳鼻咽喉科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
栗田 宣彦	耳鼻咽喉科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
西村 信一	耳鼻咽喉科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
三澤 建	耳鼻咽喉科	虎の門病院	港区虎ノ門2-2-2
粟倉 秀幸	耳鼻咽喉科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
洲崎 勲夫	耳鼻咽喉科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
徳留 卓俊	耳鼻咽喉科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
平屋 有紀子	耳鼻咽喉科	国家公務員共済組合連合会東京共済病院	目黒区中目黒2-3-8
粕谷 健人	耳鼻咽喉科	医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2
伊藤 大祐	耳鼻咽喉科	セントクリニック池袋駅前	豊島区西池袋1-16-10 第2三笠ビル3階
岡田 典久	耳鼻咽喉科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1
庄司 育央	耳鼻咽喉科	医療法人社団翔和仁誠会立川南口クリニック	立川市柴崎町3-10-5 大雅ビル102号
富永 健裕	耳鼻咽喉科	国家公務員共済組合連合会立川病院	立川市錦町4-2-22

## 3 聴覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
池田 敦子	耳鼻咽喉科	池田耳鼻咽喉科	荒川区荒川3-12-16 ライオンズマンション荒川公園104号室



4 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
伊藤 正一	脳神経外科	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23
小松 太一	整形外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
冨塚 孔明	整形外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
三嶋 信太郎	整形外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
山口 太平	整形外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
木村 郁夫	リハビリテーション科	東京慈恵会医科大学附属病院 社会医療法人社団医善会いずみ記念	港区西新橋3-19-18 足立区本木1-3-7
小松 鉄平	神経内科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
左村 和宏	脳神経外科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
鳥巢 利奈	脳神経外科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
岡崎 賢	整形外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
長谷川 祐基	形成外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
野原 亜也斗	脊椎脊髄外科	独立行政法人地域医療機能推進機構 東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1
松岡 彰	整形外科	昭和大学病院 東京都心身障害者福祉センター	品川区旗の台1-5-8 新宿区神楽河岸1-1 東京都飯田橋庁舎(セントラルプラザ)
末貞 伸子	形成外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
鈴木 智典	小児科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
星野 傑	整形外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
森 雅亮	小児科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
江黒 剛	整形外科	社会福祉法人あそか会あそか病院	江東区住吉1-18-1
池田 純	整形外科	昭和大学病院 特定医療法人社団東京明日佳 東京明日佳病院 昭和大学病院附属東病院	品川区旗の台1-5-8 世田谷区奥沢3-33-13 品川区西中延2-14-19
中村 正則	整形外科	昭和大学病院 戸越銀座なかむら整形外科	品川区旗の台1-5-8 品川区平塚2-15-15 2階
早川 謙太郎	整形外科	NTT東日本関東病院	品川区東五反田5-9-22

藤元 流八郎	神経内科	医療法人社団鳳優会荏原ホームケアクリニック 医療法人社団鳳優会あすかホームケアクリニック	品川区戸越5-14-24 ITOビル5階 北区上十条4-15-1
李 相亮	整形外科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
永山 和樹	脳神経外科	医療法人社団爽玄会碑文谷病院	目黒区南2-9-7
山田 紀彦	整形外科、リハビリテーション科	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
阿部 裕一	神経内科	国立研究開発法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
高澤 英嗣	脊椎整形外科	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
積田 綾子	神経内科・リハビリテーション科	医療法人社団輝生会初台リハビリテーション病院	渋谷区本町3-53-3
石田 洋子	神経内科・リハビリテーション科	医療法人社団輝生会初台リハビリテーション病院	渋谷区本町3-53-3
井上 剛	脳神経外科	医療法人社団靖和会林脳神経外科メディカルクリニック	杉並区阿佐谷南1-9-2 GOOD地下1階及び1階
今野 俊介	整形外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
宮本 暖	整形外科	花と森の東京病院	北区西ヶ原2-3-6
多井 晃	内科・整形外科	医療法人社団福寿会福岡クリニック	足立区梅田7-18-11
竹内 弘明	一般内科	医療法人社団福寿会福岡クリニック	足立区梅田7-18-11
溝上 義人	脳神経外科	社会医療法人社団医善会いずみ記念	足立区本木1-3-7
下井 優一	整形外科	医療法人社団日岩会下井病院	足立区綾瀬3-28-8
濱田 万弓	リハビリテーション科	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター 東京都立東大和療育センター分園よつぎ療育園	葛飾区青戸6-41-2 葛飾区東四つ木4-44-1 101号
佐々木 裕亮	脳神経外科	社会医療法人社団森山会森山記念病院	江戸川区北葛西4-3-1
中嶋 昌一	脳神経外科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
石村 洋平	神経内科	小金井リハビリテーション病院	小金井市前原町1-3-2
古澤 嘉彦	神経内科	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1
光木 徹	脳神経外科	保谷厚生病院	西東京市栄町1-17-18
當間 重人	リウマチ科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1
五味 範浩	整形外科	医療法人社団めぐみ会めぐみクリニック	多摩市落合1-44 多摩中央センター1号館銀行棟4階401号室

## 5 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
中堀 亮一	外科・内科	医療法人社団平都会日本橋かきがら町クリニック	中央区日本橋蛸殻町1-10-4 宮田ビル2階
川本 浩徳	呼吸器内科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
岡野 哲也	呼吸器外科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
國保 成暁	呼吸器内科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
飯島 裕基	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
榊原 里江	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
谷本 梓	呼吸器内科	医療法人社団呼吸会谷本呼吸器内科クリニック	渋谷区代々木2-16-7 山葉ビル5階
新井 秀宜	内科・呼吸器内科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1

## 6 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
青柳 秀史	循環器内科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
柳澤 智義	循環器内科	北里大学北里研究所病院	港区白金5-9-1
里見 和浩	循環器内科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
丸野 恵大	心臓血管外科	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1
道本 智	心臓血管外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
有馬 慶太郎	小児科	医療法人社団千秋双葉会茗荷谷キッズクリニック	文京区大塚3-1-6 ラトウール小石川地下1階A1号室
石田 純一	循環器内科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
米津 太志	循環器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
石野 幸三	小児心臓血管外科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
富田 英	小児循環器内科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
藤井 隆成	小児循環器内科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8

宮原 義典	小児心臓血管外科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
伊谷野 克佳	外科・内科	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階
吉玉 容子	内科・循環器内科	成城ハートクリニック	世田谷区成城6-15-23
村岡 洋典	循環器内科	JR東京総合病院	渋谷区代々木2-1-3
岡 英孝	循環器内科	医療法人社団ハートクリニックハートクリニック練馬春日町	練馬区春日町5-33-30 メディカルガーデン春日町1階
福永 寛	循環器内科	公益財団法人日本心臓血圧研究振興会附属榊原記念病院	府中市朝日町3-16-1
八丸 剛	心臓血管外科	町田市市民病院	町田市旭町2-15-41
新井 富夫	循環器内科	公益財団法人結核予防会新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1
松原 清二	内科・循環器内科	まつばらホームクリニック	西東京市東町4-14-18 かえでビル2階B

## 7 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
花井 豪	糖尿病・代謝内科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
中村 元信	腎臓内分泌内科	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
平田 真一	腎臓内科	医療法人社団森と海東京東京蒲田病	大田区西蒲田7-10-1
横山 由就	腎臓内科	医療法人社団中央白報会白報会王子病院	北区王子2-14-13
吉田 好徳	腎臓高血圧内分泌内科	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
公文 佐江子	腎臓内科	医療法人社団大坪会東和病院	足立区東和4-7-10
谷 崇	腎臓内科	日本私立学校振興・共済事業団東京臨海病院	江戸川区臨海町1-4-2
小川 俊治	内科	東日本成人矯正医療センター	昭島市もくせいの社2-1-9
穴戸 崇	腎臓内科・人工透析内科	あけぼの病院	町田市中町1-23-3
佐藤 寛泰	腎臓内科	公益財団法人東京都保健医療公社多摩北部医療センター	東村山市青葉町1-7-1

## 8 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
藤城 徹幸	泌尿器科	一般財団法人健康医学協会附属東都クリニック	千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオオタニガーデンタワー2階
福田 翔平	泌尿器科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
中山 洋	外科	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
森園 剛樹	外科	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
三宅 邦智	外科	医療法人財団立川中央病院	立川市柴崎町2-17-14
田口 慧	泌尿器科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

## 9 肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
青木 いづみ	消化器内科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7
伏谷 直	内科・消化器内科	ふしや内科・消化器内科クリニック	調布市調布ヶ丘3-19-12 桑田ビル2階

## 10 聴覚障害及び平衡機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
阿久津 征利	耳鼻咽喉科	西馬込あくつ耳鼻咽喉科	大田区南馬込5-40-1 西馬込メディカルビル3階

## 11 音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
都築 俊介	脳神経外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

## 12 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
田中 有紀子	内科・呼吸器内科	あけぼの病院	町田市中町1-23-3

## 13 呼吸器機能障害及び腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
古賀 晋一郎	内科・小児科	東京警察病院	中野区中野4-22-1

## 14 腎臓機能障害及びぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
玉城 吉得	泌尿器科	医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	板橋区高島平1-73-1

## 15 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
加藤 順	消化器内科	社会福祉法人三井記念病院	千代田区神田和泉町1
武田 泰裕	消化器外科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
島田 岳洋	外科	独立行政法人国立病院機構東京医療センター	目黒区東が丘2-5-1
三原 良孝	外科	医療法人社団双愛会ファミリークリニック蒲田	大田区南蒲田2-4-19 ANTビル4階
貫野 宏典	外科	医療法人財団健貢会総合東京病院	中野区江古田3-15-2
数納 祐馬	外科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

## 16 小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
齋藤 秀一	消化器内科	社会医療法人財団仁医会牧田総合病院	大田区大森北1-34-6

17 聴覚障害、平衡機能障害及び音声・言語機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
戸根 裕子	耳鼻咽喉科	医療法人社団広士会陣内耳鼻咽喉科クリニック	渋谷区笹塚2-10-4 Y笹塚ビル2階

18 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
熊川 貴大	脳神経外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
後藤 公聖	脳神経外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
田原 潤一	脳神経外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
丸山 隆志	脳神経外科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

19 音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
石井 義剛	形成外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
五十嵐 祐嗣	リハビリテーション科	東京都リハビリテーション病院	墨田区堤通2-14-1
西坂 智佳	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

20 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
倉片 治郎	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構村山医療センター	武蔵村山市学園2-37-1

21 平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害、肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
坂本 智子	内科、神経内科、脳神経内科	神楽坂内科・脳神経内科クリニック	新宿区神楽坂6-42 神楽坂喜多川ビル1階
濱 由香	神経内科	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1

●東京都告示第四百二十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

大島町元町字上山六〇九番一・同番三・同番五から同番一〇まで(以上八筆について、次の図に示す部分に限る。)、字式千坪山三二九番、三三〇番、三三二番、三三四番、三三六番、三三八番、三三九番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び大島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

●東京都告示第四百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

八王子市上川町一五四番一・同番一四（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）、同番二四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び八王子市役所に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第四百三十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条

の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があったので、同法第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

西多摩郡檜原村字南郷五九七四番二、同番四から同番六まで

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

●東京都告示第四百三十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。その関係図面は、平成三十一年三月二十五日から起算し

て二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

(一) 路線名

練馬所沢

(二) 変更の区間

練馬区三原台三丁目千九十八番一地内から同区大泉町六丁目百六十二番四地先まで

(三) 変更の概要

別図表示(1)のとおり  
練馬川口

(二) 変更の区間

練馬区三原台三丁目千九十八番一地内から同区大泉町六丁目百六十二番四地先まで

(三) 変更の概要

別図表示(2)のとおり  
下石神井大泉

(二) 変更の区間

練馬区石神井町八丁目千六百四十五番十三地内から同所千六百二十八番三地内まで

(三) 変更の概要

別図表示(3)のとおり

別図

都道練馬所沢線  
 都道練馬川口線 区域変更略図  
 都道下石神井大泉線

練馬区石神井町八丁目～大泉町六丁目

高速自動車国道

都道

特別区道

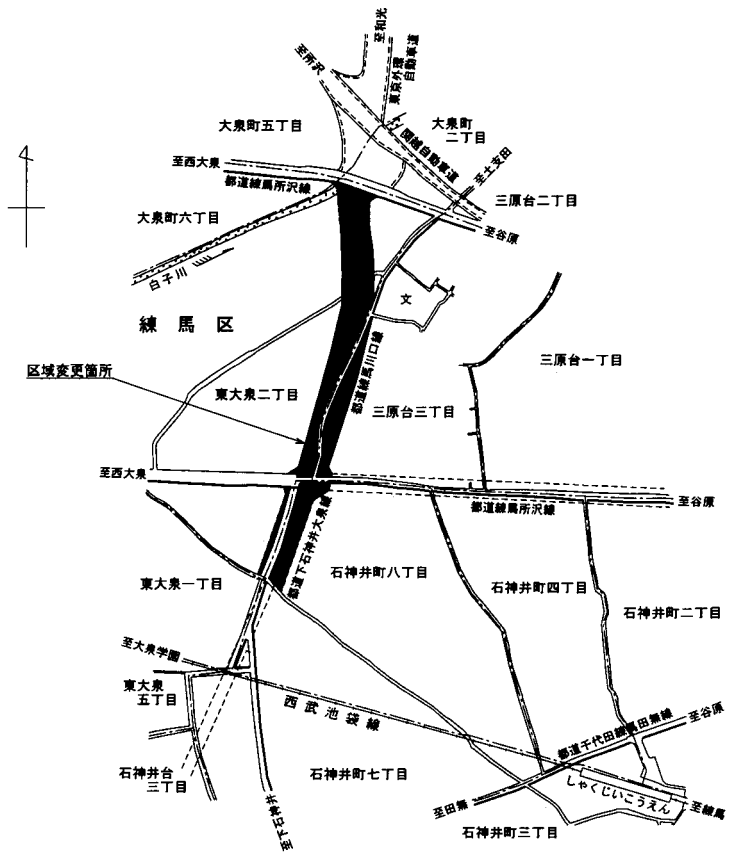
編入区域



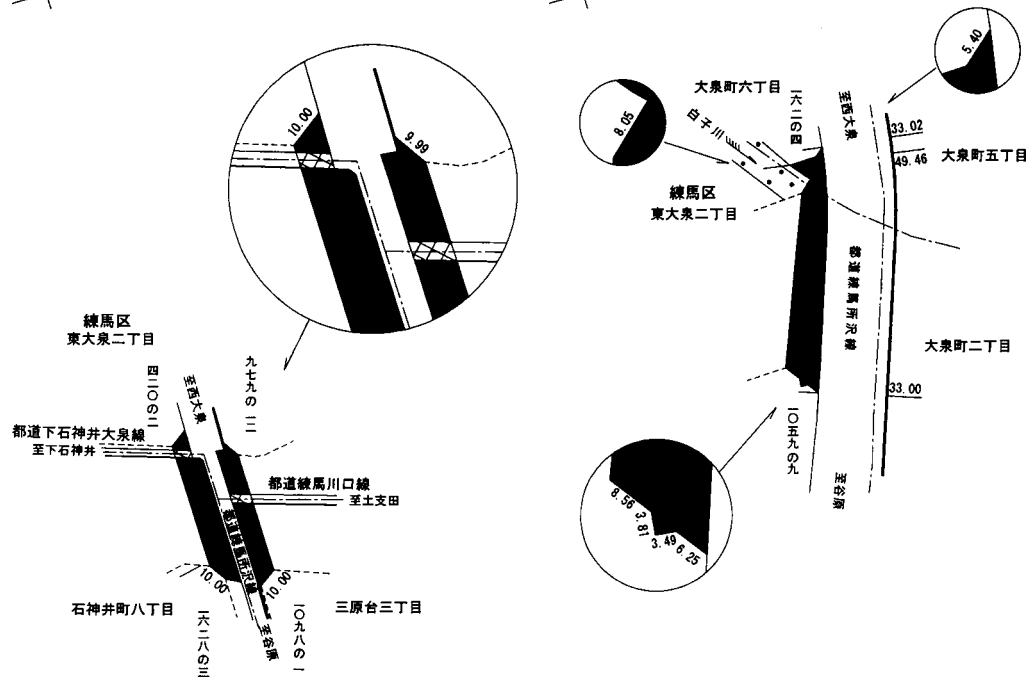
重用編入区域

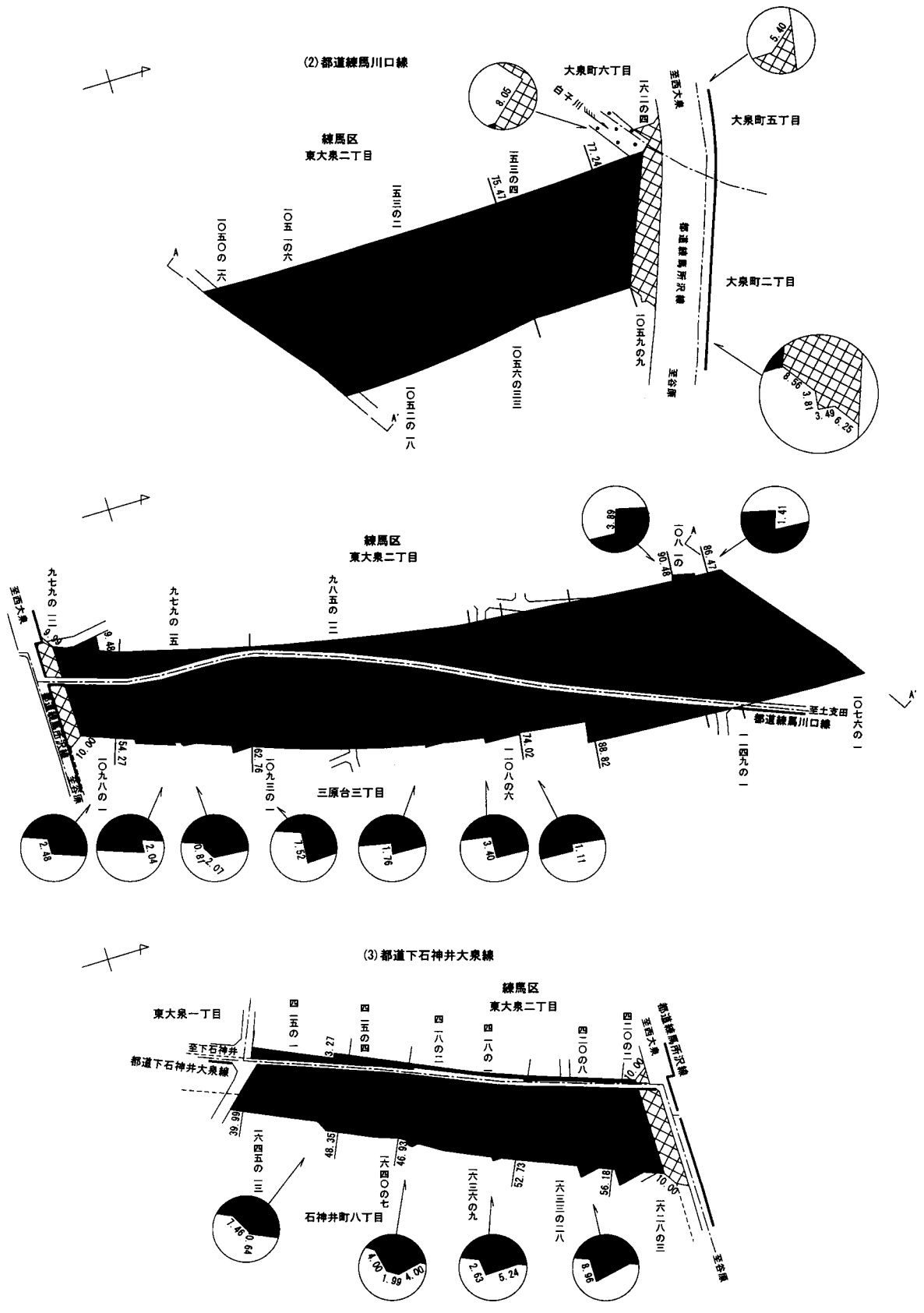
計画線

- (1) 都道練馬所沢線
  - 延長 二〇五・七四メートル
  - 面積 二、九五一・三〇平方メートル
- (2) 都道練馬川口線
  - 延長 七二二・〇五メートル
  - 面積 五〇、五八五・一一平方メートル
- (3) 都道下石神井大泉線
  - 延長 二七二・四八メートル
  - 面積 一、七二九・二四平方メートル
- ① 都道練馬所沢線 都道練馬川口線との重用編入
  - 延長 七・六一メートル
  - 面積 四六・八三平方メートル
- ② 都道練馬所沢線 都道下石神井大泉線との重用編入
  - 延長 九・二四メートル
  - 面積 四八・三三平方メートル
- (2) 都道練馬川口線 都道練馬所沢線との重用編入
  - 延長 八三・〇二メートル
  - 面積 二、一九六・八〇平方メートル
- (3) 都道下石神井大泉線 都道練馬所沢線との重用編入
  - 延長 三九・四四メートル
  - 面積 八四九・六六平方メートル



(1) 都道練馬所沢線







●東京都告示第四百三十三号

東京都港湾環境整備負担金条例(昭和五十五年東京都条例第五十八号)第二条第二項の規定により、平成三十一年度に実施する港湾工事のうち、負担対象工事として指定しようとする工事の種類を、次のとおり告示する。

平成三十一年三月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 港湾環境整備施設(施設の敷地を含む。)の建設又は改良の工事
- 二 前号に掲げる施設の維持の工事
- 三 漂流物の除去その他の清掃のための工事

規程(交)

●交通局規程第六号

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等

に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車、乗合自動車、地下高速電車、日暮里・舎人ライナー共通一日乗車券の発売等に関する規程(昭和三十一年交通局規程第十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一号オの次に次のように加える。

カ 佐野印房(町屋駅前)

第八条第一項中「場所」の下に「(佐野印房(町屋駅前)を除く。)」を加える。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第七号

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都電車条例施行規程の一部を改正する規程(昭和三十一年三月二十五日)の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

第十九条の表回数乗車券(特別割引回数乗車券を除く。)の項中「一般財団法人東京都営交通協力会各認定発売所」を

「一般財団法人東京都営交通協力会各認定発売所(佐野印房(町屋駅前))」に改める。

第五十八条第六号中「または」を「又は」に改め、同号

を同条第七号とし、同条中第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「暖炉」を「暖炉」に改め、同

号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 刃物(他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包されたものを除く。)

第六十一条第一項中「危険品」の下に「又は第五十八条

第二号に規定するもの」を加え、「疑」を「疑い」に、「立会」を「立会い」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第八号

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山 手 齊

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程の一部を改正する規程

東京都電車一日乗車券の発売等に関する規程(平成三十一年交通局規程第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条第一号ロの次に次のように加える。

ハ 佐野印房(町屋駅前)

第九条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 旅客は、次に定める場所において、前項に規定する払戻しの請求をすることができる。

一 前条第一号イに定める場所

二 前条第一号ロに定める場所

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第九号

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山手 斉

東京都乗合自動車条例施行規程の一部を改正する規程

東京都乗合自動車条例施行規程（昭和四十年交通局規程第五十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項第三号中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第十号

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山手 斉

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程の一部を改正する規程

深夜バスによる旅客運送に関する特例を定める規程（昭和六十三年交通局規程第四十五号）の一部を次のように改正する。

別表深夜第10号乙系統の項中「午後七時三十分」を「午後十一時三十分」に改め、同表深夜第12号系統の項中「午後十一時二十分」を「午後十二時五分」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第十一号

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山手 斉

東京都地下高速電車旅客営業規程の一部を改正する規程

東京都地下高速電車旅客営業規程（昭和三十五年交通局規程第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第三号中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

第一百四十六条第六号中「または」を「又は」に改め、同号と同条第七号とし、同条第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「暖炉」を「暖炉」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

(二) 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないようにこん包されたものを除く。）

第一百五十五条第一項中「第一号及び第二号に掲げるものにあつては、第六十六条第一項」を「次条第一項」に改め、同項第二号中「または」を「又は」に改める。

第一百七十七条第一項中「危険品」の下に「又は第一百四十六条第二号に規定するもの」を加え、「疑」を「疑い」に改め、「立会」を「立会い」に改める。

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第十二号

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山手 斉

東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等の特例に関する規程

(目的)

第一条 この規程は、東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線との時間制乗車券の発売等に関する規程（平成三十年交通局規程第五号。以下「時間制乗車券規程」という。）第一条に規定する東京都地下高速電車と東京地下鉄株式会社線とが発売を行う時間制乗車券（以下「都・メトロ時間制乗車券」という。）を公益財団法人東京都歴史文化財団が発売する「東京・ミュージアムぐるっとパス」（以下「ぐるっとパス」という。）と併せて発売する際の特例について定めることを目的とする。

(発売期間、有効期限等)

第二条 ぐるっとパスと併せて発売する都・メトロ時間制乗車券の発売期間、有効期限及び有効期間は、次に定めるとおりとする。

- 一 発売期間 毎年四月一日から翌年一月三十一日まで
- 二 有効期限 発売をした日を含む年度の三月三十一日
- 三 有効期間 前号の有効期限のうち、使用を開始した任意の時間から四十八時間

(運賃)

第三条 ぐるっとパスと併せて発売する都・メトロ時間制乗車券の運賃は、千二百円とする。

第四条 ぐるっとパスと併せて発売する都・メトロ時間制

乗車券の様式は、次に定めるとおりとする。



二 利用開始後の有効期間  
Expiration date and time after first use.  
4 字 票 号  
0000年-0月-0日00時00分

●この乗車券は、東京地下鉄及び東京メトロの全線にてご利用いただけます。  
●48時間利用後、発券駅に自動改札機等を通してから48時間以内に限り、戻り券を申請することができます。  
●乗車券を申請し、戻り券を申請する場合は、申請書に署名し、戻り券の申請方法については、購入場所の表示に従ってください。  
●This ticket is valid for all Toei Subway lines and all Tokyo Metro lines.  
●This ticket is valid for 48 hours after you pass through the automatic fare gate.  
●Regarding whether or not it is possible to get a refund please inquire at the place of purchase.

東京都交通局  
東京地下鉄株式会社

大人 adult

有効期限 Period of validity  
0000.-0.-0

備考 図柄（乗車券における必要記載事項以外のものをいう。）は、必要に応じて変更することがある。

（発売場所）

第五条 ぐるっとパスと併せて発売する都・メトロ時間制

乗車券は、次に定める場所において発売する。ただし、必要により、その他の場所において発売することがある。

- 一 東京都地下高速電車大江戸線新宿西口駅、都庁前駅及び大門駅並びに東京都地下高速電車浅草線新橋駅の駅長事務室
- 二 東京都地下高速電車大江戸線上野御徒町駅の定期券

発売所

三 東京地下鉄株式会社が定める発売場所（払戻し）

第六条 前条第一号及び第二号に定める場所において、ぐるっとパスと併せて購入した未使用の都・メトロ時間制乗車券を所持する旅客は、当該都・メトロ時間制乗車券を発売する場所において、当該都・メトロ時間制乗車券と同時に購入した未使用のぐるっとパスとを併せて引き換える場合に限り、既に支払った運賃の払戻しを請求することができる。ただし、有効期限を経過した場合においては、この限りでない。

2 前条第三号に定める場所において発売するぐるっとパスと併せて購入した未使用の都・メトロ時間制乗車券の払戻しについては、当該発売場所が定めるところによる。

3 第一項の場合、旅客は、都・メトロ時間制乗車券一枚につき二百二十円の手数料を支払わなければならない。（準用）

第七条 この規程に定めのない事項については、時間制乗車券規程の規定を準用する。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●交通局規程第十三号

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山 手 斉  
東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程の

一部を改正する規程

東京都日暮里・舎人ライナー条例施行規程（平成二十年交通局規程第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項第三号中「同条第二項第五号」を「同条第二項第七号」に改める。

第三十号中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号中「だん炉」を「暖炉」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 刃物（他の旅客に危害を及ぼすおそれがないように こん包されたものを除く。）

第三百三十三条第一項中「危険物」を「危険品又は第三百三十条第二号に規定するもの」に改める。

附 則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

告 示（交）

●交通局告示第二号

昭和四十年交通局告示第十四号（東京都交通事業の料金徴収事務の委任）の一部を次のように改正し、平成三十一年四月一日から実施する。

平成三十一年三月二十五日

東京都交通局長 山 手 斉  
表佐野印房（町屋駅前）の項中

定期旅客運賃


を

定期旅客運賃

共通一日乗車券の



に改める。  
別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

図書類の購入基準

類別	目的及び用途	基準数
第1類	職務の遂行に当たって直接必要性は認められないが参考となるもの 例 年鑑、職員録 (都、区関係のものを除く。)、大辞典	局に1部
第2類	職務の遂行上直接必要なもの 例 法令集、統計書、辞書、官報、公報	部又は所に1部
第3類	職務の遂行上常時必要なもの 例 専門の書籍、雑誌、新聞	課に1部
第4類	職務の遂行上常時直接必要なもの 例 必携の書籍、パンフレット	関係職員1人又は数人に1部

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

●東京都下水道局管理規程第二号

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成三十一年三月二十五日

東京都下水道局長 小 山 哲 司

東京都下水道局印刷物取扱規程の一部を改正する規程

東京都下水道局印刷物取扱規程 (昭和三十七年東京都下水道局管理規程第九号) の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 本部 東京都下水道局分課規程 (昭和三十七年東京都下水道局管理規程第一号。以下「分課規程」という。) 第五条に規定する事業機関のうち流域下水道本部をいう。

二 部 分課規程第一条に規定する部及び東京都下水道局流域下水道本部処務規程 (昭和四十九年東京都下水道局管理規程第十七号。以下「流域下水道本部処務規程」という。) 第二条に規定する部をいう。

三 所 分課規程第五条に規定する事業機関のうち下水道事務所、水再生センター (森ヶ崎水再生センターに限る。) 及び基幹施設再構築事務所をいう。

四 課 分課規程第一条に規定する課、分課規程第五条

に規定する事業機関のうち流域下水道本部水再生センター及び水再生センター(森ヶ崎水再生センターを除く。)、流域下水道本部処務規程第二条に規定する課、東京都下水道局下水道事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第四号)第二条第一項に規定する課並びに東京都下水道局基幹施設再構築事務所処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第五号)第二条に規定する課をいう。

五 課長 分課規程第二条第二項、第四項及び第五項に規定する課長及び担当課長並びに分課規程第五条に規定する事業機関においてこれらに相当する職をいう。

六 印刷物 書籍、パンフレット、ビラ、リーフレット、ポスター、写真の類、シー・デー・ロム等の電磁的方法による記録媒体(以下「電磁的記録媒体」という。)(その他の印刷物をいう。

第四条を次のように改める。  
(作成手続)

第四条 印刷物を作成しようとする場合において、東京都下水道局処務規程(昭和三十七年東京都下水道局管理規程第三号)又はこれに準ずる規程に定めるところにより、当該印刷物の作成に係る事を主管する課長(以下「印刷物作成の主管課長」という。)(は、別記第一号様式による仕様書と原稿を添えて総務部総務課長(以下「総務課長」という。)(に協議しなければならない。

第五条第二項を次のように改める。

2 前項の印刷物台帳は、パーソナルコンピュータにより入力し、記録する方式により調製することができる。  
第五条に次の一項を加える。

3 印刷物には、第一項の登録番号を記載しなければならない。ただし、ビラ、リーフレット、ポスター、写真、電磁的記録媒体等については、記載を省略することができる。

第六条第一項中「印刷物が作成されたときは、当該部若しくは課の長又は次長は、」を「印刷物作成の主管課長は、印刷物作成後」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

(配布)

第六条の二 印刷物作成の主管課長は、当該印刷物を国立国会図書館法(昭和二十三年法律第五号)の規定に基づき、国立国会図書館へ配布しなければならない。

2 印刷物作成の主管課長は、印刷物の活用を促進するため、その内容、作成目的等を考慮した上で、当該印刷物を都、区市町村その他機関に、必要に応じて配布することとする。

第七条中「部」を「本部、部、所」に、「当該部若しくは課の長又は次長」を「印刷物作成の主管課長」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

別記  
第1号様式(第4条関係)

規格表  
第 第  
登 号  
類 号

印刷物作成仕様書

件名	大きさ	数	量
	製版		
規格	使用材料	本文： 表紙： 見返し：	折り込み： 中扉：
	仕立て		
備考			
納入期限	納入場所		
納入方法			
注意事項			
請求元	部	課	

(日本工業規格A列4番)

附則

この規程は、平成三十一年四月一日から施行する。

公 告

東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について

東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。

平成三十一年三月二十五日

東京都下水道局長 小山 哲 司

一 商号又は名称を変更した事業者

受理年	指定番号	新商号又は名称	旧商号又は名称	事業所所在地
平成三十一年一月十八日	五四〇四	テイク設 備株式会 社	テイクユー スタイル株 式会社	八王子市千 人町二丁目 三番十五号

二 事業所の所在地を変更した事業者

受理年	指定番号	商号又は名称	新事業所所在地	旧事業所所在地
平成三十一年一月十八日	四二五一	株式会社 ターゲット 設計	大田区上池 台五丁目二 十九番十四 号 ガーデ ンヒルズ式 番館二〇一 号室	大田区上池 台五丁目二 十九番十四 号 ガーデ ンヒルズ綱 島園式番館 二〇一号室
同日	四三〇六	株式会社 スイファ 中央	中央区日本 橋人形町二 丁目十五番	中央区日本 橋人形町二 丁目十七番

同日	五二〇三	八恵砂工	澁澤	豊	澁澤登美子
同日	四七七七	有限会社 小林設備 工業	小林	仲彦	小林 光茂
同日	四七五六	有限会社 富久設備	林	陽一	林 政弘
同日	四二九二	株式会社 ニューテ ック康和	佐藤	幸一	佐藤 正明
同日	四七二四	株式会社 立早	鮫島	章	小林 明美
同日	四一八八	三友設備 工業株式 会社	岩崎	徹	岩崎 健二
同日	五二二六	恵比寿建 設株式會 社	多摩市落合 一丁目二十 六番地一	多摩市落合 一丁目一番 地二十五	
同日	〇八四八	京浜管鉄 工業株式 会社	豊島区目白 二丁目一番 一丁目十二 番五号	新宿区若葉 一丁目十二 番五号	
同日	四三二二	株式会社 大洲住設	町田市本町 田二千二百 三十二番地 十七	台東区松が 谷三丁目二 番十一一四 〇一	
同日	四三二二	株式会社 大洲住設	町田市本町 田二千二百 三十二番地 十七	台東区松が 谷三丁目二 番十一一四 〇一	

業株式會社

同日	五二二六	恵比寿建 設株式會 社	阿武	高志	小倉 秀行
同日	五五七五	株式会社 シクメイ 設備	吉田寿美雄	調布市佐須町二丁目 一番地六	
同日	五五七七	株式会社 大塚設備 工業	大塚 正男	八王子市中野上町五 丁目二十二番十三号	
同日	五五七二	株式会社 パンドー ラ	河内晃一郎	町田市成瀬六丁目十 二番三十三号 ステ ーヂー一二二号室	
同日	五五七四	有限会社 中野 武範	世田谷区桜三丁目十		

東京指定排水設備工事事業者の指定について  
 東京都下水道条例（昭和三十四年東京都条例第八十九号）第七條の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程（平成十三年東京都下水道局管理規程第四号）第七條の規定により公告する。

平成三十一年三月二十五日  
 東京都下水道局長 小山 哲 司

一 指定した事業者

指定番号	商号又は 名称	代表者	事業所所在地
五五六九	有限会社 原島管工	原島 登	立川市高松町三丁目 十五番十五号 モア グランデ立川一〇二 号
五五七〇	株式会社 東和エン ジニアリ ング	山村 憲二	足立区東和一丁目二 十一番七号

二 指定年月日  
 平成三十一年二月十三日

発行所  
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号  
 郵便番号 163-8001  
 定価 一筒月 七〇円  
 六、六〇〇円  
 印刷所  
 勝美印刷株式会社  
 東京都文京区白山二丁目十三番七号  
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
 郵便番号 113-0001

